

BIS国際与信統計の特徴と見直しに向けた取り組み

中畑孝一・幸田宏文・菱川功

2002年2月

Market Review

BISの国際与信統計は、国際的に活動を行う銀行の貸出や証券投資動向を包括的かつタイムリーに示す唯一の統計である。こうした特徴を生かし、近年の国際金融危機においても、市場参加者や監督当局により幅広く利用されてきた。日本銀行が独自に公表している邦銀分の集計結果を活用することにより、邦銀の国際与信動向を分析することもできる。しかし、最近では派生商品や担保付き取引の拡大など、取引手段が多様化し、市場環境にも変化が生じていることから、現在の統計が銀行の対外与信リスクを必ずしも十分に把握しきれていない面もある。各国中銀を含む統計関係者は、統計のさらなる改善に向けた検討を進めている。日本銀行でも、重要な市場インフラのひとつとして、統計の改善に積極的に取り組んでいる。

国際与信統計の市場へのインパクト

2001年2月、世界の主要な報道機関は、トルコの金融危機に関して、ドイツの銀行のトルコに対する与信（貸出や証券投資）が121億ドルに上り、対外与信全体の27%に達することを報じた。多くの投資家が、ドイツの銀行にトルコのコントリブ・リスクが集中していると受け止め、同国の銀行セクターの株価も下落した。

2001年後半、投資家がアルゼンチンの対外債務不履行の可能性を従来以上に意識した時期には、複数の民間アナリストが、スペインの銀行のアルゼンチン向け与信は180億ドルを超える、というレポートをまとめた。こうしたレポートが、スペインの銀行やアルゼンチンに進出する企業への投資を手控えさせるきっかけになった。

上で紹介した報道やレポートは、いずれも国際決済銀行(BIS)の「国際与信統計」(International Consolidated Banking Statistics)のデータを利用したものである。同統計は、トルコやアルゼンチンの例に限らず、近年発生した殆どの国際金融危機の分析に使用されている。これは、同統計が国際的に活動を行う銀行の対外与信動向を包括的かつタイムリーに示す唯一の統計と考えられているためである。

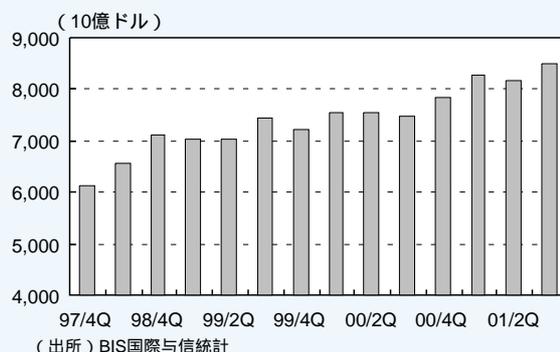
途上国の債務に関する統計としては、国際与信統計の他にも、主要な国際機関が債権国サイドから集めたデータを持ち寄った統計(Joint BIS-

IMF-OECD-World Bank statistics on external debt)が存在する。ただし、この統計のデータの多くはBISの統計を利用しており、公表も国際与信統計に比べ1か月以上遅れる。

国際与信統計から得られる情報

国際与信統計は、国際的に活動を行っている主要国の銀行の対外与信動向を、共通の定義に基づいて集計したものである¹。図表1から明らかなように、国際的な銀行の対外与信は、拡大傾向を辿っている。さらに、同統計では、与信総額に加え、債権者はどの国の銀行なのか(債権国の内訳)、債務者はどのような主体であるのか(セクター別内訳)、債務の期間構造はどのように分布しているのか(残存期間別内訳)なども知ることができる(国際与信統計の概要については

【図表1】報告国の対外与信



BOX 1を参照)。

こうした詳細なデータは、国際金融活動に関する様々な分析を可能にする。例えば、投資家は統計をとおして、投資対象となる国の債権・債務の構造や金融危機が発生した際の影響を把握することができる。また、公的部門の危機管理政策立案者は、金融危機処理策の策定や債務の再編交渉を行う際の重要な基礎資料として、統計を活用できる。

国際与信統計からみた最近の国際金融危機

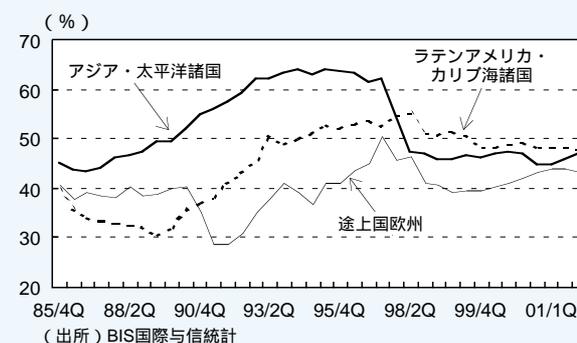
国際与信統計における、こうした詳しい情報の価値が再認識されたひとつの例は、1997年のアジア金融危機である。以下では、アジア金融危機が、どのように国際与信統計に映し出されていたのかをみてみることにする²。

アジア金融危機において注目を集めた現象のひとつは、幾つかの国において民間部門に債務が集中し、かつ債務の残存期間が短期であったことである。そして、先進国の銀行は、市場におけるこれらの国々への信認低下を受け、短期与信の回収に転じた。このため、アジア諸国に対する短期与信は、1997年末から6か月間で、26%もの急激な減少を記録した。

アジア向け与信の期間構造が短期に偏っていたことは、ラテンアメリカや東欧向け与信と比較す

ると顕著である。1990年代入り後、与信に占める短期与信の比率は、いずれの地域でも緩やかな上昇傾向にあったが、通貨危機発生前のアジア向け与信では60%強と、ラテンアメリカや東欧向け与信に比べ一段と高い水準にあった(図表2)。特に、最初に通貨危機に見舞われたタイや、最も急激な資金流出をみた韓国に対する与信は、短期与信の比率がいずれも70%を超えるなど、アジア諸国の中でも際立って高かった。

【図表2】 途上国向け与信に占める短期与信(1年以内)の割合



アジア向け与信のもうひとつの特徴は、民間部門向け与信の比率が高かったことである。一般的に、1990年代を通じて、多くの地域で民間部門向け与信の割合は上昇傾向にあったが、アジア諸国では特に高かった(図表3)。

【BOX 1】 国際与信統計の概要

BISが作成している国際金融市場に関する統計のうち、銀行のオン・バランス取引に伴う国際的な資金の移動を明らかにする統計としては、「国際与信統計」と「国際資金取引統計(International Locational Banking Statistics)」がある。両統計の集計対象となる取引は、銀行の国際部門資産・負債(ただし、「国際与信統計」では資産のみ)のうち、「国境を越える(クロス・ボーダー)取引」ないしは「外貨建ての取引」である。「国境を越えない自国通貨建ての取引」は集計対象とならない。

両統計は、銀行のオン・バランスの与信を対象としている点では共通しているが、国際与信統計が報告国の銀行(本支店や現地法人を合算した連結ベース)の与信残高を把握するものであるのに対し、国際資金取引統計は、本店と海外支店との取引を含む多国間の資金フローを把握するという点で異なる。

国際与信統計のメリットは、報告国の銀行部門が、

特定の国・地域に対して、どのくらい与信リスクを抱えているか、債務者がどのような主体であるのか、債務の期間構造はどのように分布しているのか、を把握できることである。一方、国際資金取引統計のメリットは、銀行部門を通じて国境を越える資金フローを包括的に把握できること、国際銀行取引における各通貨の利用状況を把握できること、「国際収支統計」の体系と整合的であるため、両統計を組み合わせた分析を行いやすいこと、の3点が挙げられる。

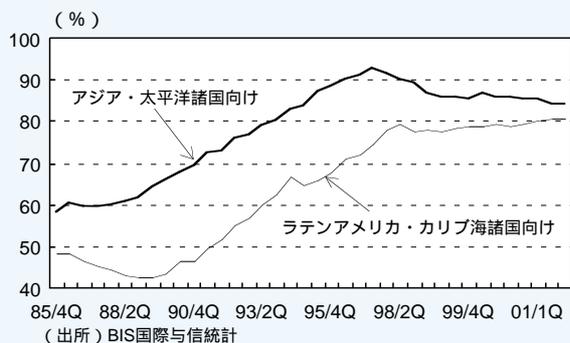
統計は、四半期毎に公表されており、公表時期は集計対象期間の約4か月後である。集計結果および過去の時系列データは、BISのホームページ(<http://www.bis.org>)から入手可能である。また、本邦報告銀行の集計結果は日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp>)から入手できる。

BIS統計における国際部門資産・負債の範囲

	外貨建ての取引	自国通貨建ての取引
国境を越える取引 (クロス・ボーダー取引)		
国境を越えない取引		

(注) シェッド部分は、国際部門資産・負債として計上される。

【図表3】 途上国向け与信に占める
民間部門向け与信の割合



民間部門への債務の集中や残存期間の短さは、必ずしも金融危機の兆候を意味しない。しかし、アジア危機の経験から、一旦その国のファンダメンタルズに対する市場の信認が失われると、与信の急激な巻き戻しにより、流動性の面で危機的な状況が生じる可能性があることが意識されるようになった。

国際与信統計にみる最近の邦銀与信の動向

日本銀行では、国際与信統計のうち、本邦報告銀行のみの集計結果を別途公表している。このデータを活用することにより、邦銀の国際与信動向の変化をより詳細にみる事が可能である。

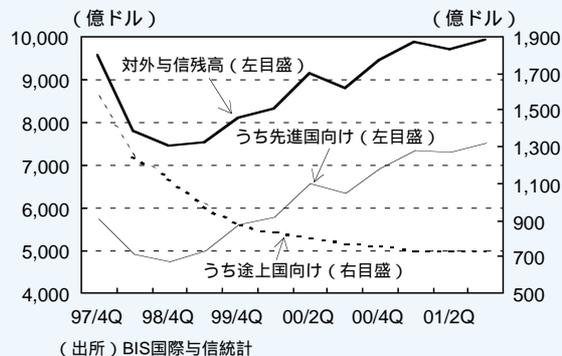
例えば、一連の国際金融危機や本邦における金融システム不安を経て、邦銀の対外与信に対するスタンスには、「信用リスクの高い資産から低い資産へ」という変化がみられる。以下では、こうした変化が国際与信統計からどのように読み取れるのか、みていくことにする。

邦銀は、本邦金融システム不安の影響で、1998年には大幅な対外与信の削減を余儀なくされた。しかし、その後は対外与信が拡大傾向にあり、最近では金融危機前の水準を上回り、残高は1兆ドル程度にまで達している。もっとも、その内容をより詳しくみていくと、1998年以前からは大きく変化している。

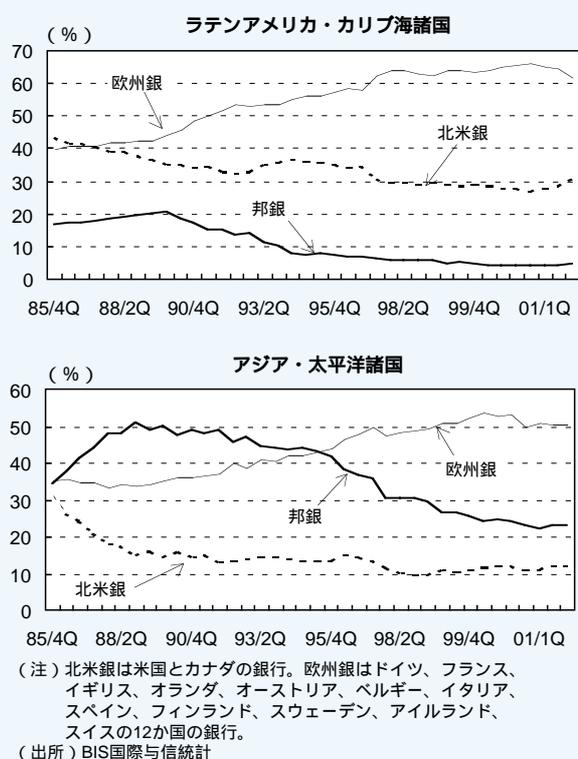
第1に、対外与信の増加は、その殆どが先進国向けであり、途上国向け与信については、一貫して減少している(図表4)。この結果、アジア、ラテンアメリカなど多くの地域において、国際与信全体に占める邦銀のシェアの低下がみられる(図表5)。

第2に、ここ1年程度の特徴として、途上国向け与信については、与信の削減に加えて、第三者に

【図表4】 邦銀の地域別与信残高



【図表5】 途上国向け与信に占める
邦銀・北米銀・欧州銀の割合



よる保証や担保の活用により、域外へリスクを移転する動きもみられる。

途上国向け与信全体に占めるリスクの移転額は、2000年9月末時点の5.5%から上昇し、2001年9月末時点では8.5%に達している。これは、邦銀の途上国への貸出スタンスがより慎重化したことを浮き彫りにしている(図表6)。

国際与信統計の改善に向けて

金融統計作成に携わる公的当局は、市場の参加者が十分な情報に基づいて取引を行い得るよう、質の高い統計を提供することが求められている。統計の整備・拡充が、マーケットにおける「情報

【図表6】邦銀の途上国向け与信のリスク移転状況



の非対称性」(市場の参加者間で、入手可能な情報に隔たりがある状態)の緩和につながれば、金融市場がより安定的かつ効率的に機能することにも寄与すると考えられる。

国際与信統計の創設およびその後の改定にあたっては、BISのグローバル金融システム委員会(CGFS)が統括機関の役割を担ってきた。CGFSは、国際与信統計が国際金融市場の動向を把握する上で重要な情報源であり続けるためには、適時適切な見直しが必要であると認識している。これまでも作成頻度の四半期化(以前は半期ベース)など、逐次使い勝手の改善を進めてきた³。

しかしながら、派生商品や担保付き取引の拡大など、取引手段の多様化が進展する中で、統計が銀行の対外与信リスクを正確に把握しきれていない面も生じている。CGFSはこうしたニーズも踏まえ、1999年秋、国際与信統計の見直しを検討す

る作業部会を設け、統計の見直しに関する報告書を取りまとめた。報告書は、見直しのポイントとして、取引手段の多様化への対応に加え、集計データを金融機関内部のリスク管理と整合的にすることを提案している。これには、銀行内部で蓄積が進むデータを活用することで、統計としての価値が増すばかりでなく、報告者の負担軽減にもつながるという狙いがある⁴。

最終的な見直し内容については、現在、各国の統計当局やデータを提供する銀行などの関係者により検討が進められており、主な論点としては、以下の4点が挙げられる。

リスクを移転する取引の把握

国際与信統計では、直接的な借り手の所在地に基づいて、各報告国の与信先を国別に集計している。しかし近年では、リスクの移転を可能とする様々な取引の普及により、契約上最終的な支払義務を持つ主体が誰であるのか、という情報の重要性も意識されるようになってきている(統計上におけるリスク移転の取扱い方については、BOX 2を参照)。

例えば、証券を担保に資金を貸出す取引では、資金の貸し手は、借り手の破綻時には担保を現金化することで、借り手の信用リスクを回避する。また、近年市場規模が拡大しているクレジット・デリバティブは、問題国に対する債権を保有する主体が、元本の毀損に対するプロテクションを得

【BOX 2】リスク移転の概念(所在地ベースと最終リスク・ベース)

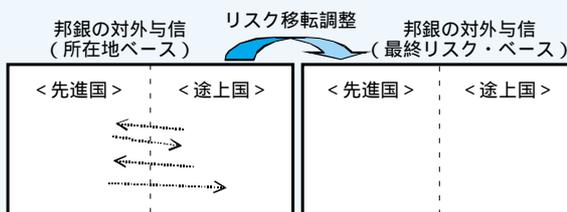
国際与信統計では、銀行が対外的に行った与信を直接的な借り手の所在地に基づいて整理することを、「所在地ベース」と呼ぶ。一方、契約上最終的な支払義務を持つ主体の所在地に基づいて整理することを、「最終リスク・ベース」と呼ぶ。最終リスク・ベースの計数は、所在地ベースの計数を借り手の国籍で再分類した上で、さらに第三者による保証や担保を加味した計数である。

最終リスクと所在地ベースの関係について、本邦の銀行が行う対外与信を、「発展途上国向け」と「先進国向け」に分けて考えてみたい。この場合の与信は、債務者の所在地と国籍および保証者の国籍により、6通りに分類することができる(所在地と国籍は、先進国が発展途上国の2通りに単純化している)。

6つの取引を、所在地ベースと最終リスク・ベースに分類したのが右図である。所在地ベースでは、借り手の所在地のみが問題であるため、白い記号は全て先進国向け、黒い記号は全て発展途上国向け、として集計される。一方、最終リスク・ベースでは、所在地と国籍が一致しない取引(と以外)は、全て域外に移転される。

これは、直接的な借り手の所在地は途上国であっても、「先進国の国籍を有する主体向け与信(の記号)」や「先進国の主体が保証を付けている与信(の記号)」の最終的な支払義務は、先進国の主体が負うためである。

条件 与信先地域	保証がない		保証がある
	所在地と国籍 が同じ債務者	所在地と国籍が 異なる債務者	債務者の所在地と 保証者の国籍が異なる
先進国			
発展途上国			



るという意味で、保証と同様の効果を持つ。こうしたリスクを移転する取引では、リスクを引受けた主体の信用力が重視される。

今後、リスクの移転を可能とする取引は、ますます普及していくものと考えられる。こうした中、現行の統計では、契約上最終的な支払義務を持つ主体が誰であるのかを正確に把握できなくなるという懸念がある。

国際与信統計は、既にリスク移転を調整したベースの計数を参考計数として公表しているが、BISが求める定義に完全に合致した形式で報告を行っている国は、全報告国の半数程度に止まっている⁵。

デリバティブ取引の把握

近年、銀行の対外与信に占めるデリバティブ取引の比率が無視し得なくなりつつある。例えば、米国のCountry Exposure Lending Survey⁶によれば、2001年9月末時点の米銀による対外与信総額（5,480億ドル）に占めるデリバティブ関連取引は、16%に上るとされている。

さらに、近年の経験は、こうしたデリバティブ取引を用いた与信は、金融環境の変化によっては、急激に増加する危険があることを示唆している。例えば、アジア金融危機の際、米銀の韓国、タイ、インドネシアに対する総与信に占めるデリバティブ取引のシェアは、現地通貨の急激な減価の影響から、9か月ほどの間に10%から32%にまで上昇したことが知られている。

現行統計は、オン・バランスの取引のみを集計対象としている。しかし、近年の環境変化を踏まえると、デリバティブ取引を統計の集計対象とすることは、将来の金融環境の変化により顕在化するリスクを示す意味でも極めて重要である。

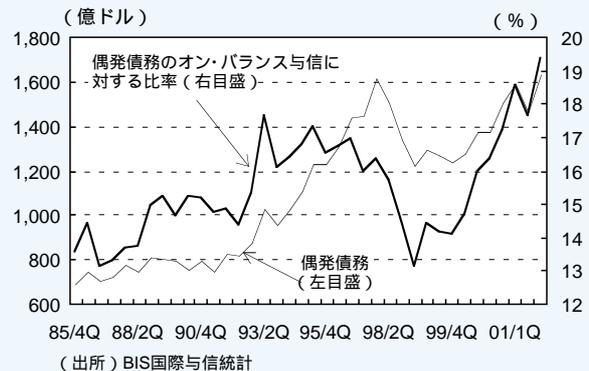
偶発的な債務の定義の統一

金融環境の変化により顕在化するリスクとして、偶発債務も重要である。偶発債務とは、現在はバランス・シート上の与信ではないが、一定の条件を満たす事象が発生した場合には、与信として計上される取引のことである。

偶発債務の例としては、保証や融資予約（ローン・コミットメント）などが挙げられる。これらの取引の与信総額に対する比率は、デリバティブ取引にも匹敵すると推測されている。例えば、報

告国のローン・コミットメント（未実行分）の残高は、2001年9月末時点で、先進国向けがオン・バランス与信の15%に相当する10,480億ドル、途上国向けがオン・バランス与信の19%に相当する1,627億ドルに上る。後者については、アジア金融危機直後に一旦急減したが、近年は、欧州系銀行による途上国での積極的な業務展開を受け、金融危機前の水準を上回る規模にまで増加している（図表7）。

【図表7】途上国向け偶発債務の推移



偶発債務は、現行統計においても集計対象となっている。しかし、報告国における定義が統一されていないことが問題となっており、この点について改善の余地がある。

現地通貨建て貸出のより詳細な把握

国際的に活動を行う銀行の中には、収益源の多様化を求め海外の銀行に資本参加し、現地での活動を拡大させる動きがみられる。最近のIMFの研究は、近年の特徴として、東欧やラテンアメリカ諸国において、この傾向が顕著であることを指摘している（図表8）。

国際与信統計では、銀行の海外拠点が行う取引を、「現地通貨建ての現地向け貸出」として集計を行っている。報告国のラテンアメリカ・カリブ海

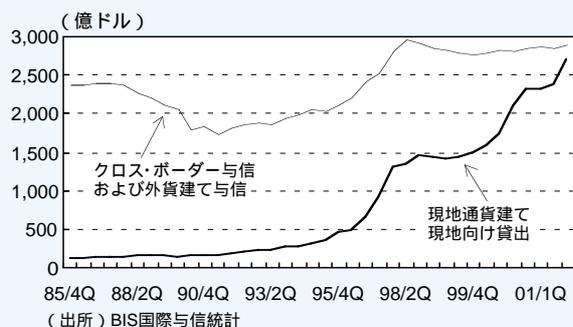
【図表8】発展途上国における外銀のプレゼンス

	1994年		1999年	
	銀行セクター資産 (10億ドル)	外銀の保有比率 ^{注2} (%)	銀行セクター資産 (10億ドル)	外銀の保有比率 (%)
東欧諸国 ^{注1}	112.8	9.9	187.1	52.3
ラテンアメリカ諸国	868.7	9.7	1302.4	25.0
アジア諸国	942.0	1.7	1061.8	6.0

注1: 東欧諸国とはチェコ、ハンガリー、ポーランド、ラテンアメリカ諸国とはアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー、ベネズエラ、アジア諸国とは韓国、マレーシア、タイをそれぞれ指す。
注2: 外国人が5割超の資本参加を行う銀行が所有する資産の割合。
(出所) IMF International Capital Markets, 2000 part 6, "The role of foreign banks in emerging markets"

諸国に対する現地通貨建て現地向け貸出は、2001年9月末時点で、合計2,690億ドルと、クロス・ボーダーと外貨建ての与信に匹敵する規模となっている（図表9）。

【図表9】ラテンアメリカ・カリブ海諸国向けの現地通貨建て現地向け与信の推移



前述のとおり、国際与信統計は、クロス・ボーダーもしくは外貨建ての与信を主たる集計対象としている。一方、海外支店・子会社が進出先の現地通貨建てで行う取引は、全報告国の合計額が参考計数として公表されるに止まっている。現地通貨建て現地向け貸出の規模が拡大していることを反映して、この計数についても詳細な内訳を公表して欲しいとの要望が寄せられている。

結びにかえて

日本銀行は、統計見直しの動きの出発点となったBISグローバル金融システム委員会の作業部会の段階から、見直しの要否やその改善方法についての検討プロセスに積極的に参画してきた。同作業部会は、2004年末計数の集計時までに見直しを実施することを提言している。現在は、統計当局や報告銀行といった関係者の間で、前述の4つの論点を中心に、具体的な見直しの内容に関する検討が精力的に進められている段階にある。

見直しが実現されれば、銀行の最終的な対外与信リスクがどの国に集中しているのか、潜在的なリスクの規模はどの程度かといった点に関し、より正確な情報が提供できるようになり、金融市場の透明性の向上や安定性の維持にも資するものと期待される。

統計の見直しに際しては、日々新たな取引手法が登場するという金融取引の性格上、環境変化に対応したタイムリーな見直しが必要となる反面、集計の連続性や報告者負担の問題も考慮に入れる

必要がある。日本銀行を含め各国の統計当局は、こうした観点から、今後、利用ニーズの低下しているデータの見直し（いわゆるスクラップ・アンド・ビルド）も含め、統計ユーザーや報告銀行と協議を重ねて行く方針である。

¹ 2001年9月末時点の報告国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、カナダ、日本、米国、香港、シンガポール、台湾、トルコの計23か国。

² 通貨危機の発生とエマージング諸国を巡る資金フローに関しては、『BIS統計からみた国際金融市場 90年代における国際資金フローの変化』（日本銀行調査月報1999年5月号）を参照。

³ CGFSは、先進国間の与信計数の集計開始（1997年12月末計数より公表）、最終リスク・ベース（【BOX2】を参照）の計数の一部作成（1999年6月末計数より公表）、集計公表の四半期化（2000年3月末計数より公表）、といった拡充を推進してきたほか、統計ユーザー・サイドからのニーズやその利便性に配慮し、報告基準および公表内容の改善を検討してきた。

⁴ 国際与信統計見直しの経緯については、“Report of the Working Group on the BIS International Banking Statistics”, Committee on the Global Financial System, September 2000（『BIS国際銀行統計ワーキング・グループ報告書』日本銀行調査月報2000年10月号）を参照。

⁵ 例えば、報告国の銀行によるトルコの居住者への与信から保証や担保を考慮してリスクを移転すると、与信額は1割強減少する形となっており、リスク移転取引の重要性が増していることが窺われる。なお、現在公表されているデータは、報告国全体の各国向け与信であり、個別報告国の特定の国向け与信を最終リスク・ベースで把握することはできない。

⁶ FRBおよび米国金融監督当局が共同公表している四半期統計で、デリバティブ取引から生じる債務について、最終的に支払義務を持つ主体の所在地に基づき報告されている。

マーケット・レビューは、金融市場に関する理解を深めるための材料提供を目的として、日本銀行金融市場局が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問および送付先の変更等に関しましては、日本銀行金融市場局清水（Email: tokiko.shimizu@boj.or.jp）までお知らせ下さい。なお、マーケット・レビューおよび金融市場局ワーキングペーパーシリーズは、<http://www.boj.or.jp>で入手できます。